

公と民との連携による施設の設置・運営②スマイルファクトリー（平成29年1月現在）

<概要>

- 大阪府池田市が、閉校した小学校施設を活用して、NPO法人トイボックスに教育相談業務の一部を委託
- 在籍校と連携した上で、不登校、ひきこもり、発達障害など様々な課題を持つ子どもを社会的に自立できるようサポート
- 池田市民は、教育相談およびスクーリングが無料
- 平成27年度実績

合計4451件		保護者	子ども		その他
			スクーリング	相談	
池田市	延件数	1256	2006	832	357
	実人数	226	22程度/月		

合計10674件		保護者	子ども		その他
			スクーリング	相談	
池田市 +その他	延件数	3108	4057	1628	1881
	実人数	531	45程度/月		

<活動>

○一日の流れ

- 10:00 スクールバス等にて来室、朝のミーティング
- 10:30 個別学習（国語・数学・英語の教科学習が中心）
- 12:00 昼ごはん
- 13:45 午後の授業（理科、社会科、音楽、体育、美術、家庭科等の体験授業）
- 14:45 今日のまとめ、帰りのミーティング
- 15:30 スクールバス等にて帰宅

○課外活動

旧伏尾台小学校での活動以外にも、地域において様々な課外活動を実施。

- ・スマイルキャンプ（吹田市自然体験交流センターで開催）
- ・誕生会（毎月開催）
- ・学習会（春・夏・冬休み中各2～3回開催）
- ・スマイルフェスタ（年1回開催）
- ・フリーマーケット参加（年1～2回）
- など



●個別指導による学習



●農業体験



●テレビ局見学



●家庭科

特定非営利活動法人(NPO法人)

東京シューレ

—子ども中心で学び、育つ—

沿革・全体像

1984年 登校拒否を考える会

1985年 東京シューレ開設

	学校制度外		学校制度	
22歳		シューレ 大学	高等部	高校コース (東京シューレ 学習センター)
15歳	ホーム シューレ		中等部	私立東京シューレ 葛飾中学校
中3 中1		フリー スクール 東京シューレ (王子・新宿 ・流山)	初等部	
小6 小1				

規模・人数

フリースクール					ホーム シューレ 全国 177家庭
	王子	新宿	流山	小計	
高等部	51	16	8	75	
中等部	17	7	1	25	
初等部	6	4	6	16	
計	74	27	15	116	

フリースクール部門

- ①居場所であること
- ②やりたいことを応援する
- ③自己決定の尊重
- ④子どもたちで創るシューレ
- ⑤違いを認め合って



●ミーティングの様子



●ログハウス建設

ホームエデュケーション部門

- 仲間や情報と出会うために
 - ・毎月の月刊誌
 - ・サイバーシューレSNS
 - ・全国合宿や地域サロン
- 学習サポート
 - ・自作教材、市販教材活用、高卒認定試験サポート 等
- 親どうしのつながり
 - ・毎月冊子を送付 初等部
 - ・インターネットの交流サイト
 - ・合宿やサロンでの出会い

●地域サロン



●全国合宿



フリースクール NPO法人楠の木学園

設立～現在

○1993(平成5)年 発足

・「学習不振」、「問題行動」など叱責されたり、いじめにあう子ども。それは生得的な特性(当時は、学習障害・LD)と考える親たちが、そのような特性を認め、理解し、適切な教育をしてくれる学校を首都圏で探した。



・(株)ヤマタネが、「企業の社会貢献(メセナ)」の一環として、施設の提供や運営を支援



・バブル経済の崩壊、企業撤退(1996年)、自力で運営



・①普通学級に通っていたが、特性の理解を得られていない
②個別支援学級、特別支援学校には行ったのに納得のいく教育を受けられない子どもたちへの支援

活動内容

※()・・・2014年8月時点在籍生徒数

○本科中等部(3名)、本科高等部(17名)

- ・一般教養(国語 数学 英語 社会 生活 体育)
- ・芸術・表現活動(音楽 美術 演劇 和太鼓 朝鮮太鼓)
- ・実習体験・社会性を培う(調理 グループワーク ホームルーム クラブ活動)

○専攻科(8名)

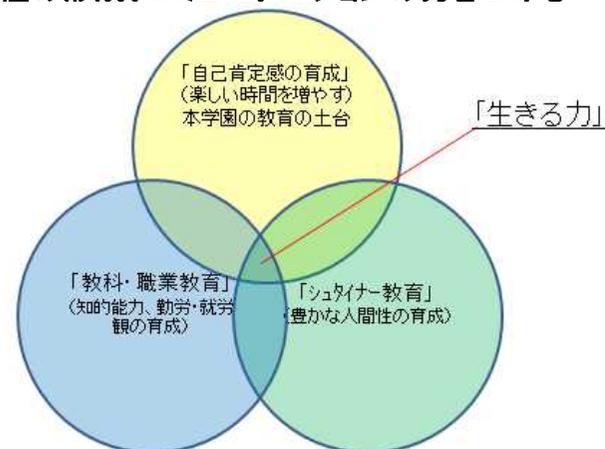
- ・本科終了後2年間の課程
- ・職場見学・就労体験・実習(お菓子作り 喫茶)、専攻科合宿など

○単科(1名)

- ・希望する授業のみの参加

運営理念

- 1 誰もが安心していられる場所
- 2 信頼関係の形成
- 3 自信の回復、失敗の容認
- 4 意欲(勇気)の喚起
- 5 関係性の形成、コミュニケーションの力をつける



課題

○長期の不登校だった若者たちの実態をふまえ

- ・基礎的な学力、対人関係への不安、自信不足の克服
- ・将来への絶望感を生きる意欲と意志の獲得へ
- ・高校生生活の充実と高卒資格の取得へ
- ・一人ひとりの特性、能力に応じた丁寧な進路指導
- ・就職後の相談、フォローも
- ・インクルーシブな地域社会づくり



特定非営利活動法人(NPO法人)

フリースクール全国ネットワーク

2000年に日本で開催したIDEC世界フリースクール大会がきっかけとなって誕生した、フリースクール・フリースペース・子どもの居場所・ホームエデュケーション団体などによるネットワーク。

フリースクール全国ネットワークによる研修、養成、相互の学び合い

○JDEC「日本フリースクール大会」

実践交流によるフリースクール等の活動の質の向上、政策提言を目的として2009年より毎年一回開催。

第8回JDEC「日本フリースクール大会」 & 第3回多様な学び実践研究フォーラム
2016年2月6,7日 東京都 (共催：多様な学び保障法を実現する会)

プログラム	備考など
講演と対談「学校外の学びと支援を考える」 李ミンチョルさん(韓国 光州市学校外青少年支援センター センター長)、荒牧重人さん(子どもの権利条約総合研究所)	
実践交流「子ども参加と学び」 ・フリースクールで学ぶ子どもたちによる実践報告 ・サドベリースクールで学ぶ子どもたちによる実践報告 ・グループディスカッション	
実践研究分科会「居場所と学びの実践」	分科会
実践研究分科会「多様な学びと自己評価」	分科会
実践研究分科会「家庭を基盤とした学び(ホームエデュケーション)と訪問支援」	分科会
実践研究分科会「学びの場の経営」	分科会
実践研究分科会「スタッフの養成・研修」	分科会
調査報告「オルタナティブスクールの現状と課題～オルタナティブ学校実態調査より～」	
法案意見交換会	
JDECミーティング	
多様な学びフェア	

※学校外の学び場の実践者だけでなく、研究者も加わる「実践研究フォーラム」との合同開催

○フリースクールスタッフ養成研修講座

2001年のネットワーク結成以来、毎年開催している全国研修。
2010年、2011年、2012年、2013年、2015年は日本フリースクール大会と連続・同会場で行い、プログラムの一部を共有した。

フリースクールスタッフ・不登校支援者「養成・研修」講座 2015(秋)
2015年10月3,4日 東京都

プログラム	備考など
基礎講座「フリースクールとは何か・子ども中心の学びの実践」	
フリースクールで育った子ども・若者シンポジウム	
ワークショップ「今の子どもをとりまく社会について」	
スタッフシンポジウム「フリースクールで働くとは」	
フリースクールからの進路	分科会
「発達障害」と不登校・フリースクール	分科会
困難な状況の子どもを支える	分科会
家庭で育つ「ホームでユケーション」	分科会
フリースクールの創り方・フリースクールスタッフの仕事	
参加者によるプレゼンテーション「私はこんなフリースクールで子どもと過ごしたい」	

※2015年から、東京で行う研修は若手・新人の養成に重点を置き、中堅以上のスタッフ研修は「JDEC」及び多様な学び保障法を実現する会と共同開催する「多様な学び実践研究フォーラム」にて行うこととなった。

米国高等教育のアクレディテーションについて

制度概要

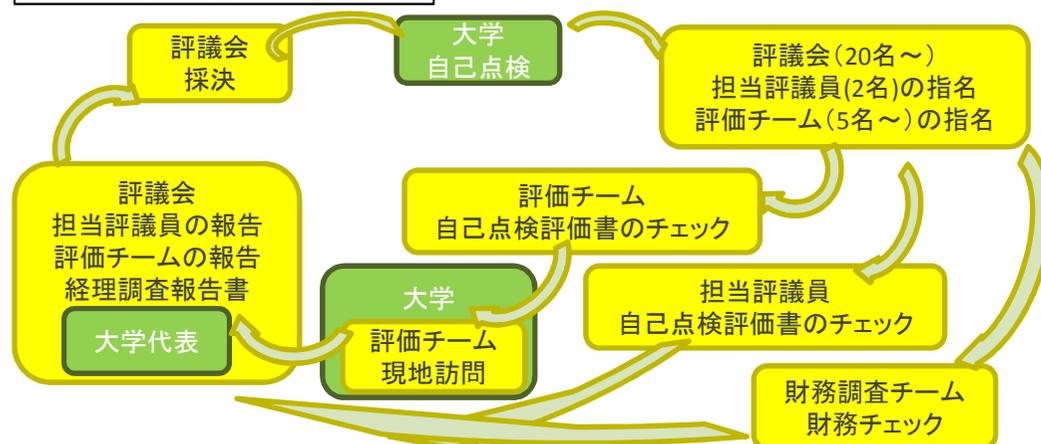
- ・米国の教育機関(特に高等教育)の質保証の根幹をなす制度
- ・設置認可とは異なる「事後評価」
- ・大学が、設定された「最低基準」を満たしているかを大学人が相互にチェックしあう=ピア・レビュー

アクレディテーションの仕組み

- ・大学が「自己研究」(日本の大学が行う「自己点検・評価」の雛形)を行う
- ・大学が「自己研究報告書」のアクレディテーション団体評議会(大学人+民間有識者)に提出
- ・評議会が大学人からなる評価チームを指名
- ・評価チームによる「自己研究報告書」のチェックと「現地訪問」に基づくデータ精査及び関係者インタビュー、財務調査チームによる財務調査
- ・評価チームが評議会に報告
- ・評議会が大学の代表者と面談
- ・評議会がアクレディテーションの可否を採決

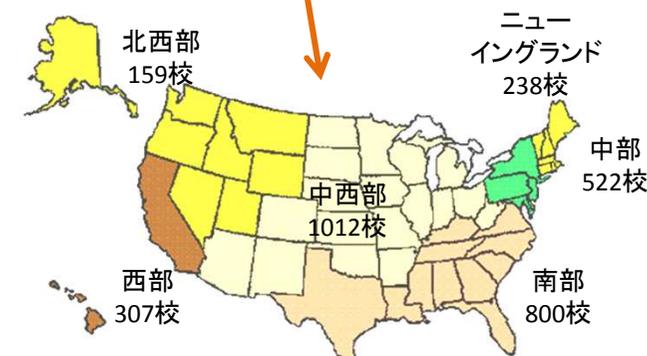
5~10年に1度のサイクル*

*ニューイングランドの実践を参照



種類

機関アクレディテーション (大学まるごと)	地域アクレディテーション (全米6地域・7団体) 全国アクレディテーション (11団体)
専門アクレディテーション (分野ごと)	全国規模(約70団体)



政府からの独立

- ・2010年まではほぼ完全に政府から独立
- ・現在もシステム上おおむね独立・財政上は、ほぼ完全に独立
- ・ピアによる相互評価
- ・ボランティア
- ・「自分たちでやらなければ政府が手を出してくるだろう」

(平成28年9月14日付け28文科初第770号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」別添3)

民間施設についてのガイドライン（試案）

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあつていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針いかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

中間支援組織

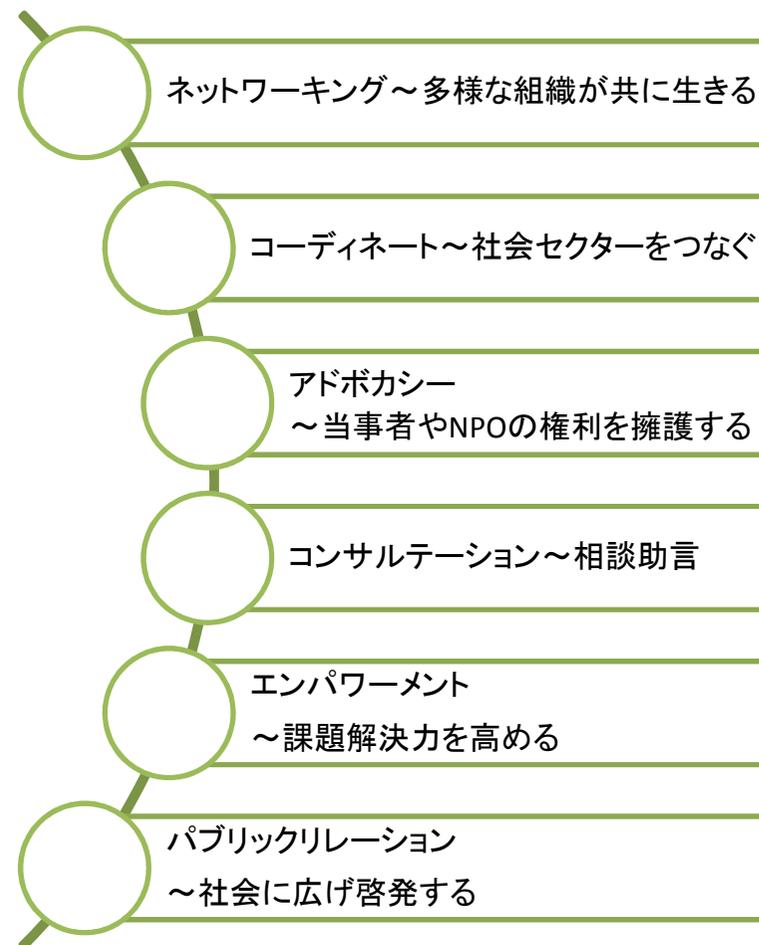
1. 趣旨

中間支援組織とは、市民、NPO、企業、行政等の間にたつて様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。中間支援組織自らがNPO等である場合もある。
 (平成23年2月
 内閣府「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」)



NPOを支援するNPO
中間支援組織
 (Intermediary)

2. 役割



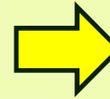
NPO法人教育活動総合サポートセンター 学習支援・居場所づくり事業

【生活保護世帯対象】

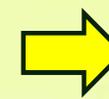
生活保護家庭の子ども



学習支援
居場所づくり



健全な
高校生活



自立

【不登校・いじめ対策】

(1) 相談から学習支援の開始

1) 相談・面談

- ・子どもの状態の確認
- ・不登校の状態
- ・発達上の課題
- ・学力不振 等
- ※その他、家庭の状況等子の背景

2) 学習支援の申請

- 子が自ら学習活動申込書に記入
- ・原則週2回、1回1時間
- ・希望の学習日
- ・希望の時間
- ・学習したい教科

3) 学習部との調整

- ・学習担当者の決定・連絡
- ・学習時間(曜日・時間)の決定



保護者・本人に通知

(2) 学習支援の開始

1) チェックシートによる児童生徒理解

- 開始時期・定着期に実施
- <その1>
- ・子どもの困っている状態
- 第1群(学習)～第6群(いじめ)
- <その2>
- ・子どもの発達上の課題
- 第1群(学習)～第6群(状況理解の困難さ)
- ※開始時期と定着期の子供の変容
- ※個別支援計画の見直し等

2) 個別支援計画の作成

<相談担当者> 初回面接時等の把握状況から

- ①支援開始時の子供の課題
- ②支援方針



<学習担当者> 1対1の学習の中で
支援課程の記入

- 開始時期の学習状況
- 学習計画

一定期間後、支援計画における状況を記入
※相談者と学習者が情報を共有し互いに連携して
子供の支援を行う

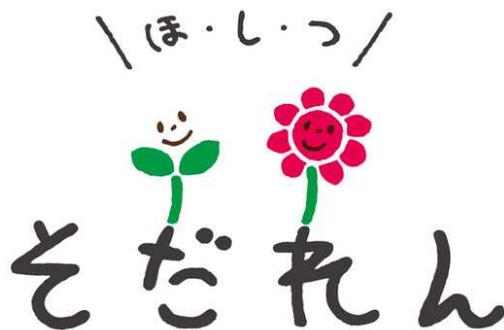
3) 「学習相談の記録」

茅ヶ崎市の児童相談等の取組

茅ヶ崎市 こども育成相談課

○茅ヶ崎市の児童相談の特徴

- 虐待予防から虐待まで対応
 - 機動性重視(こまめに情報交換)
 - 当事者参加
-
- ほしつ☆そだれん(子育て練習講座)
※3割引きで



ほめる しかる うたえる 子育て 練習講座

- 市民向けと子どもに関わる機関の職員向けの「ほめる・しかる・つたえる子育て練習講座」
- しつけに関する親子の負担軽減や児童虐待の予防及び各機関の職員のスキル向上
- 家庭児童相談室や公立保育園において実施

○学校・フリースクール等との連携

- 市の児童相談から見たフリースクール等の位置づけ
⇒子どもの基本的な生活を実現する貴重な社会資源の一つ
- 虐待対応、虐待予防における具体的な支援メニューの不足
- 虐待対応部門として需要の高い支援内容
⇒子どもの生活支援
生活の一部分のフォロー
〔 移動支援、学習支援、居場所、話し相手 〕
家事・育児支援(技術の習得も含めて)



今後フリースクール等と市町村の児童相談との連携頻度は増すと考えられる

児童相談所、一時保護所

横浜市児相における不登校相談数の推移と内訳

	H23	H24	H25	H26	H27
合計	203	129	127	134	85
電話相談	138 (68%)	69 (53%)	74 (58%)	57 (43%)	38 (45%)

★対応の内容

- * 全体の約半数が電話相談→来所促す関係機関紹介
- * 心理検査結果等伝え対応や適切な教育環境の調整
- * 通所を通して教育機関利用の準備
- * 親子継続面接、家庭訪問、行事開催、医療機関

一時保護所における学習

★横浜市における学習支援体制

- * 有資格者(教員免許)4名+保護所職員
- * 月～金(週4日勤務);8:45～17:15

★課題

- * 一時保護の長期化→公教育受ける機会の剥奪
- * 様々な学年、能力、達成度の異なる集団
- * 同年齢集団の交流機会の少なさ
- * ハード面の不備(教室、教材、体育用品、PC)
- * 各種行事、校外学習機会などの少なさ
- * 出席認定の校長裁量(特に私立校)

地域・家庭に根ざした支援

★児相の家庭訪問による支援

- * 不登校に特化した訪問事業はない
- * 地区担当児童福祉司(時に心理、医師も)訪問

★児童家庭支援センター

- * 民間による児童相談所の補完的な役割
- * 横浜市6か所(全区に設置予定)
- * 区役所との連携(ショートステイ、宿泊)
- * 27年度相談件数10,547件
- * 生活困窮者支援法による学習支援実施センターも

★関係機関との連携における課題

【フリースクール、NPO】

- * 個人情報の取り扱いの問題(守秘義務付加)
- * 各スクールの個性の違いの大きさと情報不足
- * 学費や学校との関係性や進路の問題

【その他】

- * 公的支援機関;アクセスの問題、訪問の少なさ
児童相談所との関連(利用)は深い

平成28年6月10日

訪問型支援及び保護者への情報提供に関する
実態調査について(文部科学省調査)

1. 調査の目的

教育委員会における、不登校対応としての訪問型支援及び保護者への情報提供についての取組状況を把握し、今後の施策の推進に資するものとする。

2. 調査時点

平成28年2月

3. 調査対象

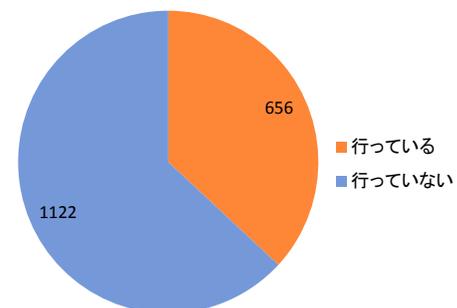
全都道府県教育委員会・市区町村教育委員会

4. 主な調査事項

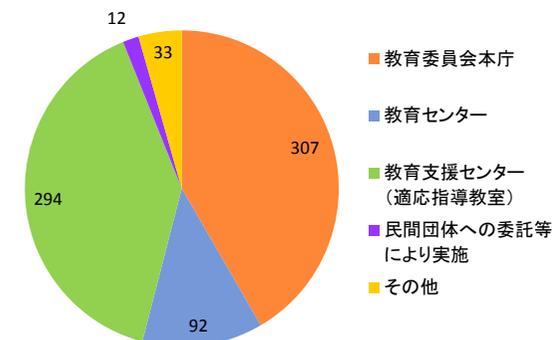
- 継続的・計画的な訪問型支援の実施状況
- 訪問型支援を行う際の課題
- 訪問型支援に係るマニュアルやガイドラインの作成状況
- 保護者への情報提供の実施状況

1 不登校児童生徒やその保護者に対する
訪問型支援の実施状況①

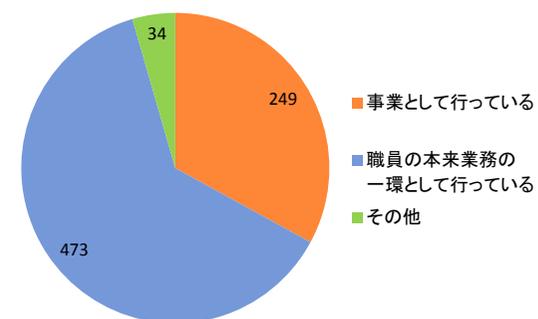
1-1 実施の有無
(n=1778)



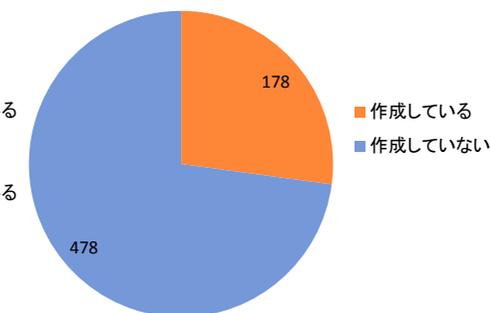
1-2 実施主体
(n=656)
※複数回答あり



1-3 実施形態
(n=656)
※複数回答あり

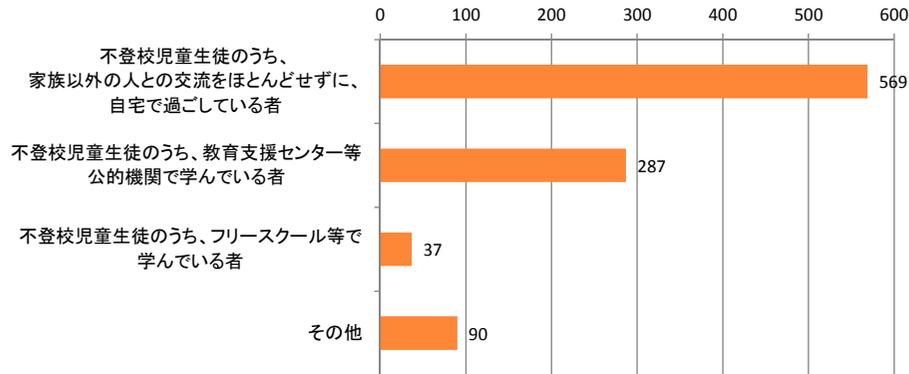


1-4 支援計画作成の有無
(n=656)

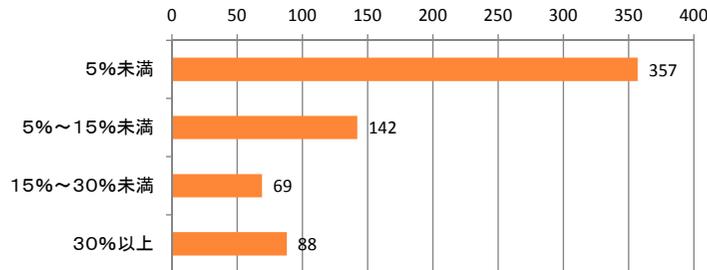


1 不登校児童生徒やその保護者に対する訪問型支援の実施状況②

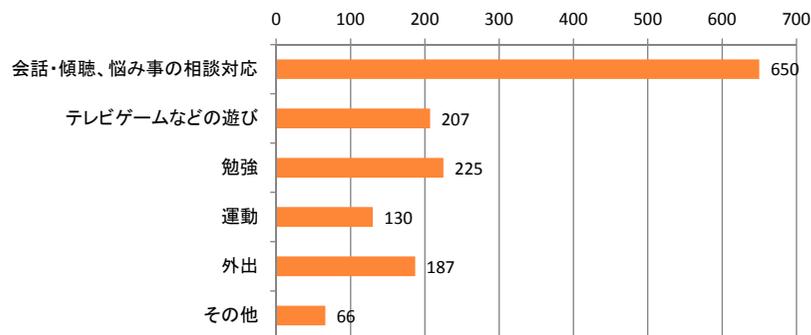
1-5 対象児童生徒 (n=656) ※複数回答あり



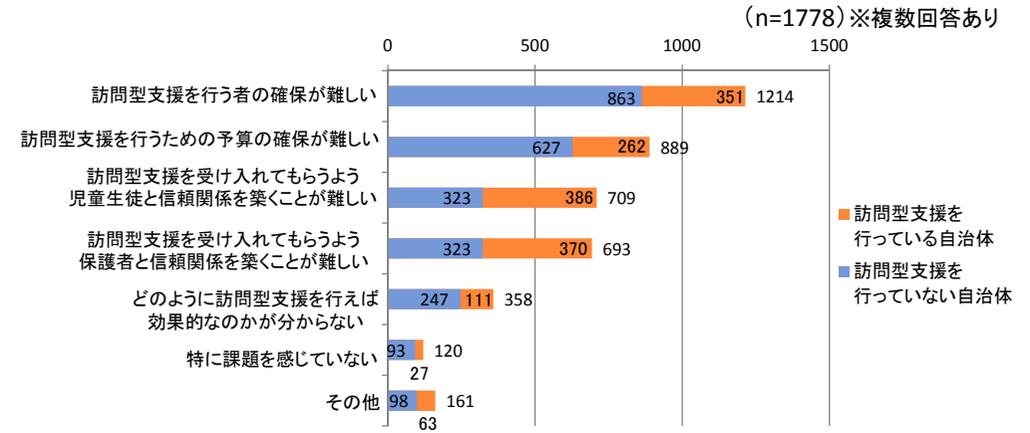
1-6 訪問型支援を行った児童生徒数の不登校児童生徒数に対する割合 (n=656)



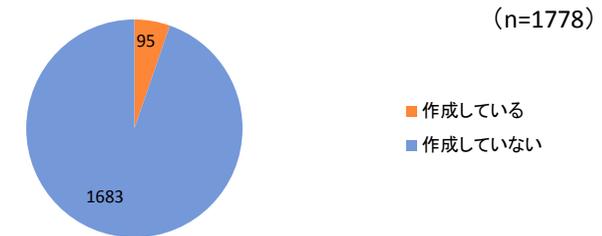
1-7 活動内容 (n=656) ※複数回答あり



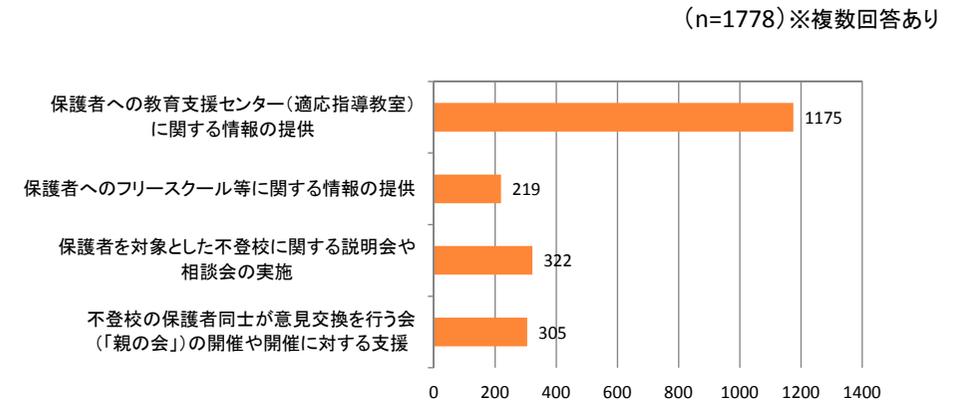
2 訪問型支援を行う際の課題



3 訪問型支援に係るマニュアルやガイドライン作成の有無



4 保護者への情報提供の実施状況



仙台市適応指導センター不登校対策事業(2017年2月現在)

- 仙台市適応指導センター「児遊の杜」および適応指導教室「杜のひろば」(市内7ヶ所)において、様々な理由で不登校となった児童・生徒に対し、学校復帰への支援を行う。
- 「児遊の杜」では、引きこもり傾向のある子どもたちへの「訪問対応」や相談員と子どもが1対1で活動する「個別対応」を行い、「杜のひろば」では、不登校の児童生徒が小集団を形成して活動する「小集団対応」を行う。

適応指導事業

- 訪問対応・・・ひきこもり傾向
 - ひきこもり傾向の児童生徒
 - 月～土曜日の週1回
 - 2時間程度
 - 相談員2名(複数対応)
 - 内容: 状態や興味・関心に応じた活動
- 個別対応・・・相談員と1対1の個別対応
 - 小集団に入れない児童生徒
 - 月～金曜日の週1回
 - 9:30～15:30
 - 相談員1名
 - 内容: 相談, 学習支援, 自主活動, スポーツ等
- 小集団対応・・・小集団での活動が可能
 - 小集団であれば他の児童生徒と一緒に活動できる
 - 月～金曜日の週5回の通級可能
 - 9:30～15:00
 - 相談員3名配置(ただし、「宮城野」は7名,「八木山」は5名配置)
 - 小集団での活動を通して学校復帰へ向けた支援
 - 内容: 相談, 学習支援, 自主活動, スポーツ活動, 創作活動等

サポート体制事業

- 学校支援事業
- 不登校相談事業
- 不登校支援ネットワーク事業
 - 不登校問題は社会全体で取り組むべき課題と考え、市民・大学・企業・行政などが、それぞれの特性を生かしながら相互にパートナーとして融合し、一体となって不登校の児童生徒や保護者を支援する仕組みづくりを行う
 - 平成28年度の参加団体数は25団体
- ハートフルサポーター事業
 - 市内の教職員ボランティアによる教育相談や自然体験活動等の企画・支援(「ハートフル土曜のひろば」・大倉地区での体験活動の開催)
 - 平成28年度のサポーターの登録者数は222名
- ボランティア養成・活用事業
- 保護者支援事業
 - 不登校児童生徒の保護者の悩みや不安を和らげるなど、心のケアを図る
 - 保護者が気軽に相談や話し合いができ、保護者自身が心を癒やされる交流の場
 - 年間20回実施
 - 第2・4土曜日, 10:00～12:00
 - 「出前親の会」も実施

横井委員発表資料より作成

学校外で「学ぶ」子どもたちと スクールソーシャルワーカーの関わり

職務内容と資格

「スクールソーシャルワーカーの選考は、原則として、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者のうちから行うこと。ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから行うことも可とする。

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
 - ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
 - ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
 - ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
 - ⑤教職員等への研修活動
- (平成27年4月1日一部改正 文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」より)

模擬事例

フリースクール、教育支援センター（適応指導教室）、児童相談所につながない子どもたち
(本文中の赤字部分がスクールソーシャルワーカーの関わりを表す)

発達障害・ひきこもりの事例（中学生） —家庭訪問相談員、保健所との連携

- 幼児期から感覚過敏、多動性などがあり集団生活が苦手
- 小学校低学年のとき発達障害の診断、徐々に不登校出現
- 教育委員会から家庭訪問相談員（心理士）が定期訪問
- 中1から完全欠席、部屋にひきこもり出てこない
- 母の精神的不調が出現→家庭訪問キャンセルが続く
- SSWが保健所の精神保健福祉士へ家庭訪問要請、訪問を仲介
- 保健所の精神保健福祉士が母に母子の医療機関受診を勧める
- 受診、治療開始、長期にわたる支援が必要と確認
- 卒業までに保健・医療・福祉の支援チームを作ることが課題

弟妹の世話を担う事例（中学生）

—SC、校内の「別室学級」、市町村との連携

- 市外から転入、転入時から全欠席（小学校からの不登校）
- きょうだい（乳児含む）の数が多し
- 弟妹を保育所に送り迎えする姿が目撃されている
- 担任の訪問に応じない
- SSWが家庭訪問、子どもが家事育児を担っている生活実態を把握
- 子どもに学校に別室登校する生徒のためのクラスがあることを情報提供
- 別室登校を迎える学校の体制を調整、SCの関わりを学校に要請
- 学校管理職、教育委員会と相談の上、学校から市町村の要保護児童対策地域協議会の事務局に家庭の実態を報告・相談、見守りネットワークを作る
- 母子保健を所管する部局の保健師と連携し、親の支援方法を検討

ねらい

地方公共団体が訪問型家庭教育支援を実施する際に、役立つと思われる情報や知見、ノウハウ、より良い取組とするための提案を取組のヒントとして整理

1. 訪問型家庭教育支援とは

訪問型家庭教育支援: この手引きでは、地域の子育て経験者をはじめとする地域人材を中心として、教員OBやスクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などの参画を得て、保護者の身近な地域で子育てや家庭教育を支援する活動を行う家庭教育支援チームをつくり、チーム員が家庭を訪問して個別の相談に対応したり、情報提供を行ったりする活動のこと

目的: 課題を抱え、自ら保護者向けの学びの場や相談の場などに足を運ぶことが難しい保護者に、地域の人材を活用した家庭教育支援チームが支援を届け、保護者への支援を通じて子供の育ちを支えていくこと

役割: ①家庭の孤立化を防ぎ、家庭教育に関わる問題の発生予防や早期発見につなげる
 ②チーム員が保護者の話を聴くことによる家庭教育の悩みや不安の解消
 ③保護者が学びの場などの拠点につながることを支援
 ④不登校を含む専門的な対応が必要な問題に対しては専門機関の支援につなげる
 (チーム員が専門的な知識を持って保護者を教え導くというよりも、保護者と同じ目線に立って寄り添うことに意義)

具体的な取組内容(主なもの): ①保護者からの相談への対応
 ②保護者に対する情報提供
 ③専門機関への橋渡し

2. 訪問型家庭教育支援の体制をつくる

事業全体の計画立案:

- 行政機関(教育委員会等)が中心となって事業に取り組むことが重要
- 単独事業で考えるだけでなく、保護者に対する学習機会の提供や、親子の居場所づくりの事業など、他の家庭教育支援の事業との連携や、学校、保健・福祉などの関係機関との連携を考慮に入れ、家庭や子供を地域社会全体で支えていく取組の一つとして位置づける視点も大切

要項の策定等:

- トラブル防止のため、チーム員の身分や権限、責務に関する規定や、守秘義務・個人情報等の取扱いなどに関する規定を整備
- チーム員の身分証や名刺の作成
- 家庭訪問の際の対応方針(例:話を聴く姿勢、個別問題の対応の仕方など)をルール化
- 訪問時の相談内容などを記録する統一的な様式を作成するなど情報管理の仕組みづくり

連携の仕組み:

関係機関で構成し、家庭教育支援チームの活動をバックアップする協議会を整備

家庭教育支援チームの組織化:

- 家庭訪問を受けていた保護者が、学習機会や交流の場への参加などを通じて、いずれチームの一員になっていくという循環型の人材養成システムの形成による持続可能な支援体制が必要
- チーム員単独ではなく、チームとして活動を進めていくことが重要
- チームは、事業実施主体(行政)と報告、相談等をしなが、支援対象とするか、専門機関等につなぐかを判断して各案件に対応

3. 訪問型家庭教育支援の活動を行う

①支援の必要な保護者の発見

学校や保健・福祉機関等との連携・協力体制をつくり、支援の要請を受ける。活動を保護者に周知

②情報収集・事前評価(アセスメント)

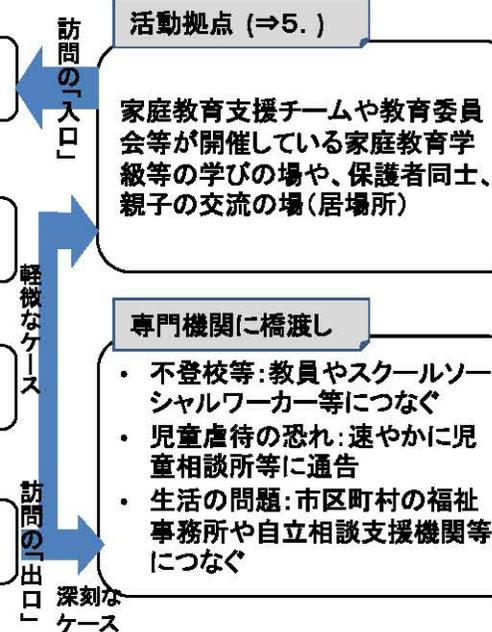
保護者や子供の課題やニーズを把握し、事前評価を行い、支援計画を立案

③家庭訪問(⇒4.)

複数名で訪問、事前に行政機関等から家庭に連絡

④訪問後の振り返り

チーム内で情報共有し、ケースの検討、次回の対応方針を決定



4. 家庭内での支援を行う

支援の方法: 親や子との信頼関係を築くための話を聴く姿勢が大切

訪問の手続きや手順: 身分証などの持ち物、適切な服装、マナー等の確認、子育て情報誌の活用
 ・事前打合せ、支援内容の振り返り、事業実施主体等への報告、ケース検討会議の開催
事故・トラブルの予防・対応: 事故に備えた保険加入など

5. 訪問の「入口」「出口」として活動拠点を活用する

相談、情報提供、学級・講座、親子参加型活動等を実施する家庭教育支援チームの活動拠点(公民館、保育所、幼稚園、小学校、子育てサロン等の保護者・子供が直接集う場や、支援機能を有する場所)を、訪問支援に結びつく「入口」や、保護者の主体性を引き出す訪問支援の「出口」として活用

6. 訪問型家庭教育支援を行う人材を育てる

チーム員となる地域住民が訪問型家庭教育支援の活動の趣旨を理解し、寄り添い関わる力、つながる・つなぐ力、等のチーム員として身につけることが望ましい力を継続的に高めたり、情報交換の場を持ったりすることが必要

福岡県の不登校対策 ひきこもり児童生徒サポート事業

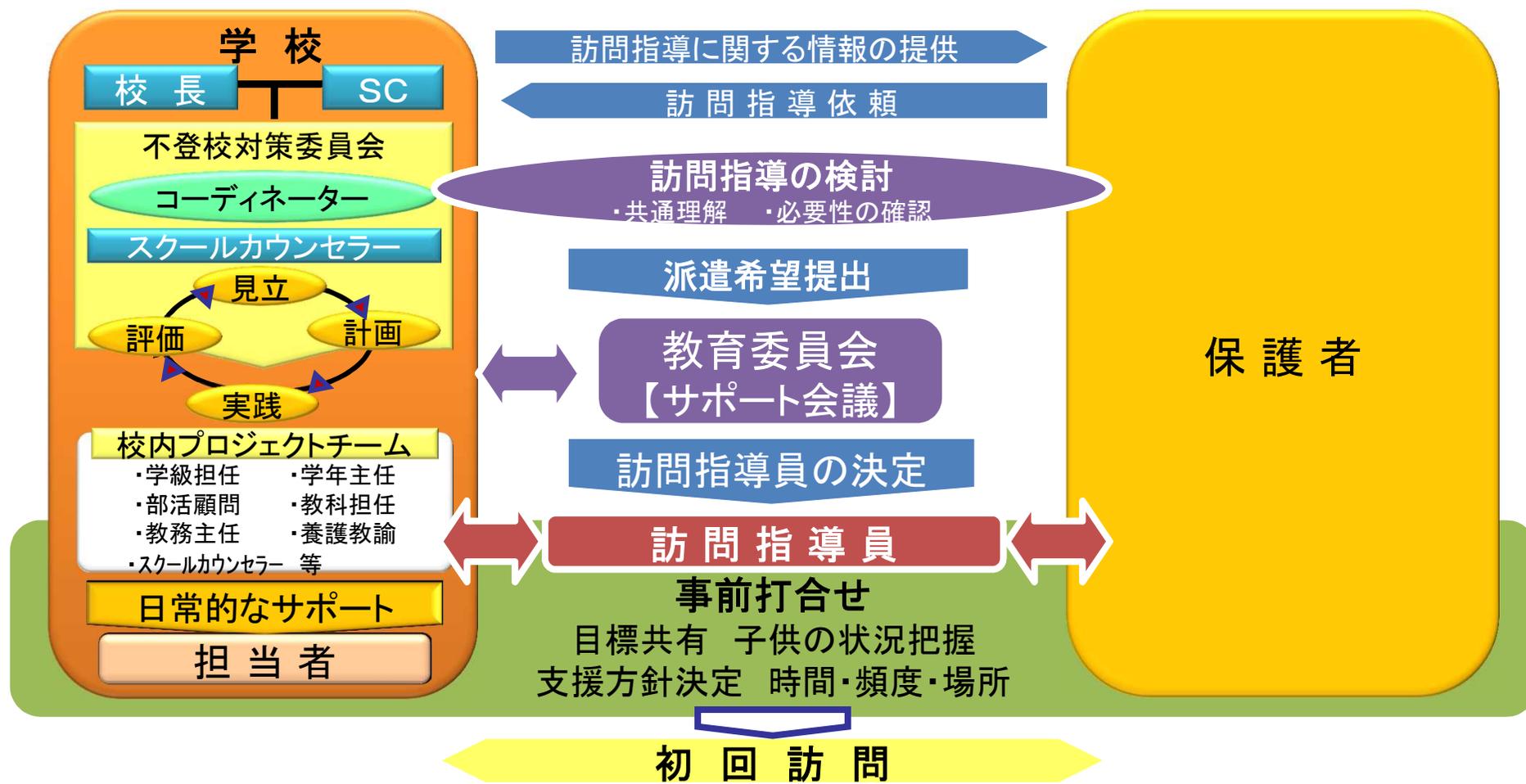
○ひきこもり又はひきこもり傾向にある不登校児童生徒の学校復帰や適応指導教室等への通級を目指し、訪問指導員が家庭を訪問して当該児童生徒やその保護者に対して指導・支援を行う

＜訪問指導員の職務＞

- ・不登校児童生徒宅への家庭訪問
- ・当該不登校児童生徒や保護者との相談活動
- ・学校、適応指導教室等への訪問状況の報告

○訪問指導員数、訪問回数等（H19～20年度）

訪問指導員数	延べ訪問回数	訪問指導員平均訪問回数	児童生徒平均訪問回数
32人	1,283回	40.1回	10.8回



児童生徒理解・教育支援シート(共通 シート)

取扱注意

児童生徒理解・教育支援シート(試案)

(小) _____

(中) _____

(高) _____

児童生徒名 _____

分類番号

作成日:平成〇年〇月〇日

作成者 HO(記入者名) 追記者 HO(記入者名)/HO(記入者名)/...

名前(よみがな)	性別	生年月日

○学年別欠席日数等	追記日→	○/○																
年度																		
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4					
出席しなければならない日数																		
出席日数																		
別室登校																		
遅刻																		
早退																		
欠席日数																		
指導要録上の出席扱い																		
①教育支援センター																		
②教育委員会所管の機関(①除く。)																		
③児童相談所・福祉事務所																		
④保健所、精神保健福祉センター																		
⑤病院、診療所																		
⑥民間団体、民間施設																		
⑦その他の機関等																		
⑧IT等の活用																		

○支援を継続する上での基本的な情報

特記事項(本人の強み、アセスメントの情報等)

○家族関係

特記事項(生育歴、本人を取り巻く状況(家族の状況も含む。)、作成日以降の変化等)

備考欄

児童生徒理解・教育支援シート(学年別 シート)

担任名 _____
 作成日 平成〇年〇月〇日
 作成者 _____ 追記者 ○/○(記入者名)、○/○(記入者名)、…

管理職名	名前	性別	学校名	学年	学級
------	----	----	-----	----	----

○支援チーム(校内・校外)

○月別欠席状況等 ※追記日→

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
出席しなければならない日数													
出席日数													
別室登校													
遅刻													
早退													
累積欠席日数													
欠席日数(出席扱いを含む)													
指導要録上の出席扱い													
①教育支援センター													
②教育委員会所管の機関(①除く。)													
③児童相談所・福祉事務所													
④保健所、精神保健福祉センター													
⑤病院、診療所													
⑥民間団体、民間施設													
⑦その他の機関等													
⑧IT等の活用													

○不登校(継続)の理由

○本人の状況・意向

1学期	2学期	3学期

○保護者の状況・意向

1学期	2学期	3学期

○具体的な支援方針

目標	具体的な支援内容		経過・評価
	学校	関係機関	
1学期 ○月○日			
2学期 ○月○日			
3学期 ○月○日			

○次年度への引継事項(支援・指導の参考となるエピソード等も含め、多様な視点で記入)

児童生徒理解・教育支援シート(ケース会議・検討会等記録)

日付
 記録者

学年・組	名前	参加者・機関名

○本人の意向

○保護者の意向

○関係機関からの情報

○支援状況

支援目標		
機関・分掌ごとの役割分担	短期目標	経過・評価

○確認・同意事項

○特記事項

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業

平成27年度補正予算額 640百万円

【目的・概要】

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒の状況に応じた総合的な教育支援体制を構築するためのモデル事業を通じて、不登校児童生徒が自信を持って学べる教育環境を整備

【内容】

I フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援(経済面・学習面・連携強化)

① 経済的支援

フリースクール等で学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒の学習活動等に必要な経費(通学費、屋外での体験活動費など)を支援

② 学習支援

支援員が家庭訪問等を行うことにより学習状況等を把握し、状況に応じた学習支援・進路相談等を実施

③ 教育委員会とフリースクール等の連携強化

教育委員会とフリースクール等の連携強化による不登校児童生徒への支援体制の構築



II 教育支援センター等の設置促進支援

① 教育支援センターの設置促進

教育支援センター(適応指導教室)など、不登校児童生徒の状況に応じた学習の場の設置促進のためのコーディネーターの配置等

② 経済的支援

センターで学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒の学習活動等に必要な経費(通学費、屋外での体験活動費など)を支援
※ただし、Iの事業とセットの場合のみ



【実施予定件数】

メニュー毎にそれぞれ10件モデル事業等を採用予定

【支援の流れ等】

国

委託費

都道府県等が行うモデル事業
(実施主体:市町村等)

イギリスに関する報告（要旨）

植田みどり（国立教育政策研究所）

1. 義務教育に関する規定

○1996年教育法第7条に規定されている

「義務教育段階の年齢にある全ての子供の保護者は、効果的なフルタイムの適切な教育機会を各々の子供に受けさせる義務を負う。適切とは、

- a) 各々の子供の年齢、能力、適性に合うこと
- b) 各々の特別な教育的ニーズに対応すること

その教育機会とは、学校への日常的な出席またはその他の機会（otherwise）である」

→ その他の機会（otherwise）としては、Home Education 等が行われている

○義務教育段階の年齢は、5歳～16歳の11年間である。

○イギリスでは中等教育修了資格試験（GCSE：General Certificate of Secondary Education）において合格点を取ることで義務教育を修了したことが認められる。

2. 義務教育段階の学校教育（別紙1参照）

○公費維持学校

①特徴

- ・全額国庫負担で運営されている。
- ・公立学校、公営学校、公営独立学校から構成される。
- ・公立学校、公営学校は、全国共通カリキュラムや教員給与基準の遵守義務、教員資格の保有義務があるが、公営独立学校には、これらの義務がない。
- ・「有志団体立管理学校」「有志団体立補助学校」「地方補助学校」「アカデミー」「フリースクール」間では、建物の所有者や教職員の雇用者及び管理者に違いがある。
- ・公営独立学校の一つである「フリースクール」は、保護者や宗教団体等が設立主体となって新設される、あるいは独立学校が転換した学校である。

②質の保証

- ・すべての公費維持学校は、教育水準監査院（Ofsted）による定期的な監査を受ける義務がある。
- ・Ofstedによる監査は、児童生徒の学習成果、教授学習の質、児童生徒の態度行動と安全性、リーダーシップと経営の4つの観点から、4段階評価で行われる。監査の際には、児童生徒の学習成果（全国共通試験の結果等）につながる教授学習の質に重点を置いた監査が実施される。

○独立学校

①特徴

- ・国からの財政支援はない。
- ・全国共通カリキュラムや教員給与基準の遵守義務、教員資格の保有義務はない。
- ・財政的基盤が充実していて、国からの財政提供がなくとも、独立して運営できる伝統校が多い（例：イートン校）。

②質の保証

- ・独立学校間の自主的な協会であるISCによる定期的な監査がある（※ISC等の組織に所属していない独立学校にはOfstedの監査が入る）
- ・ISCによる監査は、学校の設立理念や教育方針等を考慮して行われる。

3. Home Education

①特徴

- ・保護者等が、学校以外の場で子供を教育することを選択する場合に行われる。
- ・保護者が単独で行う場合や、複数の保護者が集まって行う場合、Tutor等を雇用して教育を行う場合など、様々な形態がある。
- ・教育内容、活動内容に関する規制はない（全国共通教育課程に従う必要なし）。
- ・正確な統計データはないが、2009年の教育省の統計では約23,000人（約0.2%）の子供が、Home Educationを受けている。
- ・保護者等がHome Educationを選択する場合は、居住する学区の学校長に申し出る必要がある。申し出を受けた学校長は地方当局に報告する。その後、地方当局の担当者（Elective Home Education Officer）との面談を経た上で、適切な教育が提供されると承認された場合に登録が完了する

＜事例＞ Leicestershire County Councilにおける登録手続き

- ①居住する学区の学校長に、保護者が文書で通知する
- ②通知を受けた校長は10日以内に地方当局内のPupil Serviceに報告する
- ③Pupil Serviceは通知内容を確認するために関係機関、保護者と連絡を取った上で、Home Education Officerに報告する
- ④8週間以内に地方当局の担当者（Elective Home Education Officer）が、保護者に面談を申し込む
- ⑤地方当局の担当者は、保護者と面談し、教育計画等について議論した上で、適切な教育が行われるかどうかを判断し、その結果を保護者に報告する
 - ・1回の面談で適切と判断できない場合は、4～6週間以内に再度面談する
 - ・1回の面談で適切と判断できた場合は、承認の文章を保護者に送付する
- ⑥面談において適切と判断できない場合は、保護者に、学校への出席を薦める。保護者の合意が得られない場合は、Pupil Service's Court Teamが対応することとなる。

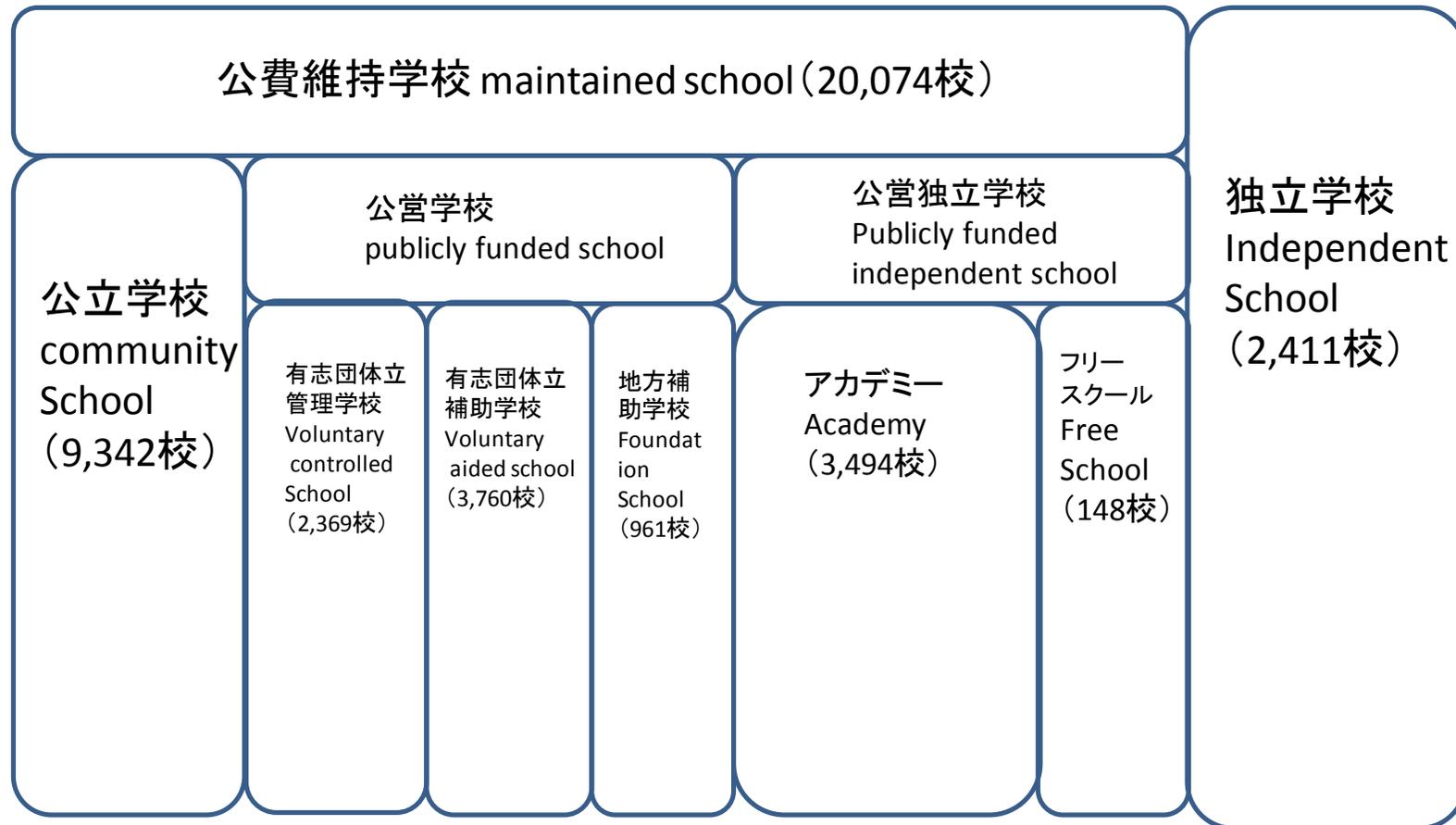
②質の保証

- ・教育活動の内容及び成果については、地方当局の担当者の定期的な訪問（概ね年1回）を受け、報告すると同時にチェックを受ける。
- ・また、児童生徒の福祉（安全、衛生を含む）については、地方当局の監査を受ける。
- ・地方当局は、Home Educationを行う保護者等に、学校のカリキュラムの内容、民間の支援団体、教材などについて情報提供を行っている。
- ・支援組織が充実しており、民間の支援団体が多数ある（理念、精神的なものから、教材支援まで多様）。

（例）

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| * Education Otherwise | * Human Scale Education |
| * ACE | * Home Education Advisory Service |
| * Home Education in the UK | * Home Education |
| * Home Education UK | * Oxford Home Schooling & Education |

イギリスの学校制度



* 学校数には、特別支援学校、Pupil Referral Units、CTCs、University Technical Colleges、Studio Schoolsは含まない

* 学校数は2014年1月現在

<出典: DfE, *Schools, pupils and their characteristics : January 2014, June 2014*>

アメリカに関する報告（要旨）

（国立教育政策研究所：本多正人）

1：義務教育の制度上の枠組み

（ア）就学の義務(compulsory school attendance policies)

- 連邦法ではなく各州の州法（Code または Statute）の規定による。
- 義務教育年齢も州によって異なる（開始年齢 5 歳～8 歳，修了年齢 16 歳～18 歳，年限 10 年～13 年）。
- （イ）公立学校就学義務の代替
- オレゴン州の例

「7 歳から 18 歳までの子供で第 12 学年を終了していないすべての子供は、全日制公立学校に学期中出席しなければならない」（Or. Rev. Stats. §339.010(1)）。

「以下の各号に該当する場合は、全日制公立学校への出席を求められない。

(a)私立または教区立の学校において、公立学校の第 1～12 学年に対して通常教えられている学習指導要領による教育を受けた場合及び 1994-95 学年度の公立学校での出席すべき日数と同等の期間の教育を受けた場合、…(略)…(e)親又は法律上の保護者により子供の家庭において教育を受けた場合、…(略)」

(Or. Rev. Stats. § 339.030(1))
- ウィスコンシン州の例

「法§118.165(1)に定める基準をすべて満たしたホームスクール（home-based private educational program）に基づく教育をもって公立学校又は私立学校への出席に替えることができる。」（Wisconsin Statutes § 118.15(4)）
- 親の教育の自由としての私立学校選択の自由

ピアス事件判決(*Pierce v. Society of Sisters*, 268 U.S. 510(1925)), ゼルマン事件判決(*Zelman v. Simmons-Harris*, 536 U.S. 639(2002))などが知られる。

2. 義務教育を行う場（別紙参照）

（ア）公立学校

- 統計上の区分

最も一般的な学校を普通教育学校(regular school)とし、その他に特別支援教育(special education), 職業教育(vocational/technical education), 普通教育学校では満たせないような児童生徒のニーズに応えること等を目的とするオルタナティブ教育(alternative education), 人種・民族の異なる児童生徒を引き寄せるような工夫がされたマグネットスクールなどの学校に分けられている。また、近年、チャータースクール（チャーター契約に基づいて運営される学校。運営経費は公費で負担される。様々な規制の適用除外がある代わりに契約時の業績目標を達成できない場合は閉校等の措置がありうる。公立学校児童生徒の 4.2%が在学（2012 学年度））が増加傾向にある。

（イ）私立学校

- 性格
 - ・ 39 州で、教育課程に対する規制が設けられている。
 - ・ 州政府による支援として教科書の貸与やスクールバスの利用などはあるが、経常費補助のような財政補助はない。
 - ・ 授業料の平均額は 8,549 ドル(2008 学年度)
- 質保証
 - ・ ほとんどの州で、州または地方学校区に対する報告と記録保管の義務を課している（ミシガン州とオレゴン州以外）。
 - （例）サウスカロライナ州の場合

地方学校区の教育長に対して、在籍児童生徒数，出席者数，成績付与又は実際に行った教育活動の証拠を報告する義務があり，所定の期日に間に合わない場合は罰金も課せられる。（S. C. Code §59-13-30）

（ウ）ホームスクール

- 性格
 - ・ ホームスクール法

就学の義務に関する法令のほか，ホームスクール法(Home School Law)を制定する場合や私立学校法(Private School Law)の枠内で運用する場合（ウィスコンシン州，ネブラスカ州などがある）。
 - ・ 呼称の多様性

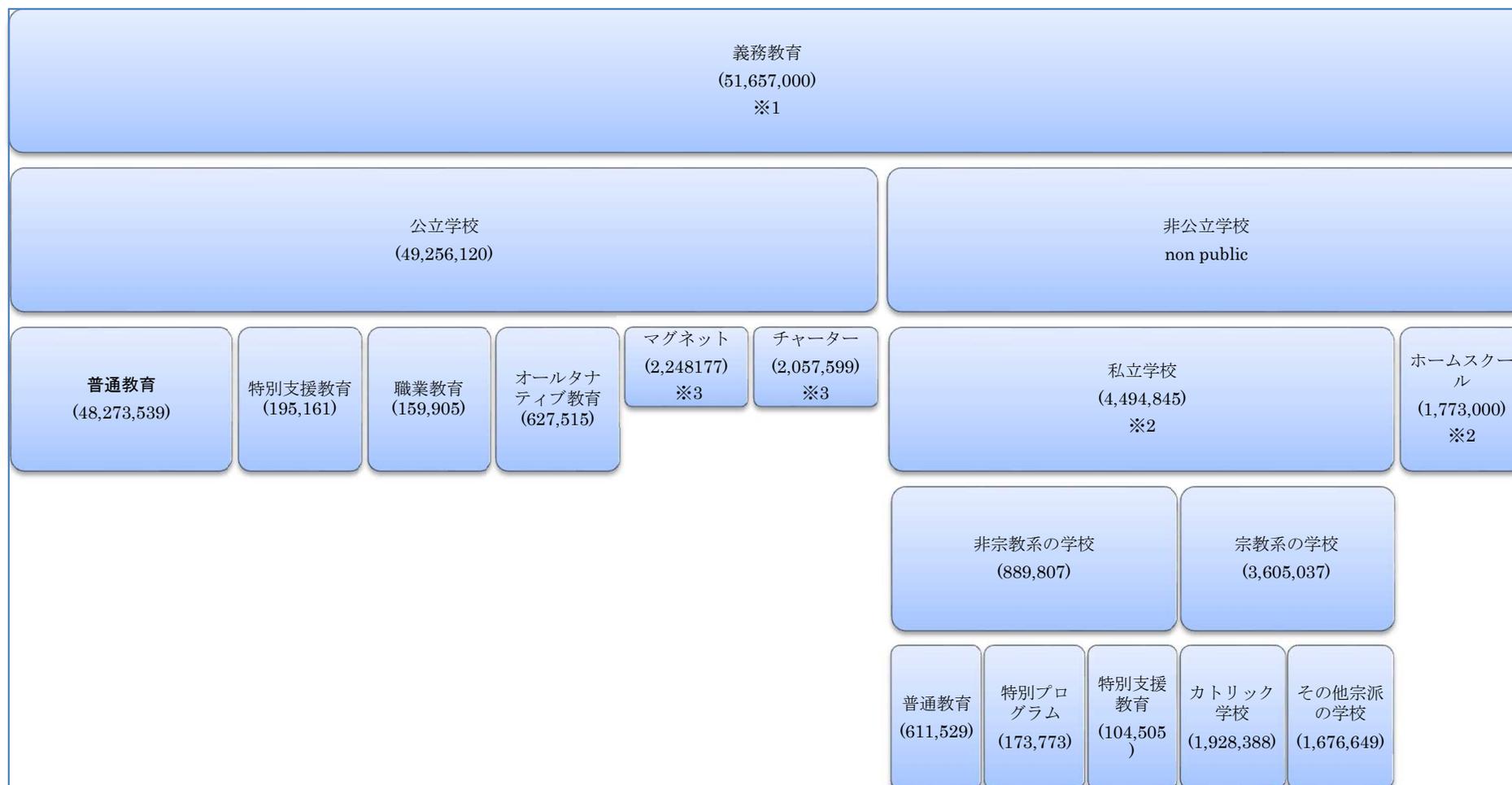
homeschool 以外にも，“home education program”（ペンシルバニア州），“home instruction”（ウエストバージニア州），個別家庭教育計画(individualized home instruction plan)による就学義務の代替（ニューヨーク州）などと称する場合がある。
- 質保証
 - ① 申請書又は意思の通知書(notice of intent)の提出
 - 40 州で、ホームスクールを選択する際に、申請書又は意思の通知書(notice of intent)の提出を求めている。州政府に提出する場合や、ホームスクールが実施される地域の教育委員会に提出する場合などがある。
 - （例）メイン州の場合

児童生徒の親又は保護者の住所，氏名，署名，児童生徒の氏名・年齢，開始日，当該プログラムが英語，数学，理科，社会，体育，保健，図書スキル，美術，メン学習，コンピュータスキル学習に関して少なくとも年間 175 日の学習日により行うことの宣誓，及び当該プログラムが児童生徒の毎年の評価を含むものであることの宣誓を記載した意思の通知書を書面により，児童生徒が居住する地域の教育行政機関及び州教育長に，当該プログラムを開始する日の 10 日前までに提出しなければならない。（Me. Rev. Stat. Ann. Title 20A, §§5001-A Sub. 3A(1)(4)(a)）
 - ② 報告や記録保管の義務
 - 36 州で、ホームスクール実施者に報告義務や記録保管の義務を課している。
 - （例）サウスカロライナ州の場合

児童生徒が普通教育 regular education を受けたことを示す証拠として，授業計画(plan book)，活動日誌，または保護者と児童生徒が実際に実施した授業の教科及び実際に従事した活動を示すその他の文書，児童生徒が制作した作品サンプルのポートフォリオ，児童生徒の学習評価の記録を保管し，地方教育行政機関の求めによる監査(inspection)に備えなければならない。（S. C. Code §59-65-40(A)）
 - ③ 学力テスト
 - 9 州で、全てのホームスクールの生徒に学力テストの受験を義務付けている。
 - （例）サウスカロライナ州の場合

学年段階相当と州が認める段階の統一テストと Basic Skills Assessment Program に参加しなければならない。（S. C. Code §59-65-40(D)）

義務教育を行う場の分類(カッコ内は児童生徒数)



※1: 参考数値のため各数値の合計とは一致しない。

※2: 私立学校及びホームスクール児童生徒数は、2012学年度の推計値。

※3: マグネットスクールとチャータースクールの児童生徒数は、普通教育～オールタナティブ教育までの児童生徒数の内数。

出典: Broughman, S.P., and Swaim, N.L. (2013). *Characteristics of Private Schools in the United States: Results From the 2011-12 Private School Universe Survey* (NCES 2013-316). U.S. Department of Education.

U.S. Department of Education. *Digest of Education Statistics 2013*. Table 216.20, Table 206.10.